

■定住人口維持増加活動支援事業（空き家バンクリフォーム）の流れ

1. 申請

※着工済みは交付対象外です

- ・下記の必要書類を揃え、住宅課窓口に申請してください。

申請期間は **4月18日 ～ 2月27日 まで** です。(予定)

<必要書類>

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 世帯全員の住民票（利用者が申請する場合）
- (3) 改修工事及び家財道具の処分に係る見積書の写し
※家財道具処分は所有者のみ利用可能
- (4) 改修工事の対象箇所がわかる平面図

2. 交付の決定

- ・市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書を通知します。

※ 発送は 1～2 週間ほどかかります。

3. 着工

- ・通知交付後に着工及び家財道具の処分を行ってください。

※実績報告に着工前・処分前の写真が必要になります。

必ず撮影してください。

4. 実績報告

- ・下記の必要書類を揃え、令和8年3月31日までに住宅課窓口提出してください。

<必要書類>

- ①補助金実績報告書
- ②工事費及び処分費の領収証の写し
- ③契約書・請書・注文書等の写し（少額の場合省略可）
- ④工事及び家財道具の処分の事前・事後の写真
- ⑤佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書
※ 佐倉市発行の納税証明書原本で、取得後 3 か月以内のもの
 - ①所有者の場合は本人のもの
 - ②利用者の場合、同居する家族全員分（18 歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18 歳以上の学生の場合は申立書を提出）

- ・交付決定内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通知します。

5. 補助金の交付請求

- ・住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- ・市において支払いの手続きを進め、指定された口座にお振込みをします。